

# 自然災害発生時の 被災者生活再建のための必携書！

## 災害援護資金の 貸付制度と その立法的解決

令和元年6月公布  
改正災害弔慰金法に対応

阪神・淡路  
大震災から  
24年目の  
復興支援

衆議院議員 藤原 崇 著

A5判・232頁 定価：本体2,800円+税

### 災害援護資金の 貸付制度と その立法的解決

阪神・淡路  
大震災から  
24年目の  
復興支援

Takashi FUJIWARA  
藤原 崇  
衆議院議員



第一法規

改正災害弔慰金法と  
災害援護資金制度がわかる  
唯一の書！

災害援護資金の償還等の事務に携わる  
自治体職員が進むべき方向性を提示し、  
具体的な制度を解説！

災害発生後の債権回収業務について、  
かつて阪神・淡路大震災で  
神戸市が経験した詳細な記録

今回の災害援護資金に係る阪神・淡路大震災から議員立法までの一連の過程が、被災者支援のあり方として、将来に向けた災害対策の一助になることを切に願うところである。——「おわりに」より



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 ☎107-8560

<https://www.daiichihioki.co.jp>

■ Tel. 0120-203-694

■ Fax. 0120-302-640

## 第1部 災害弔慰金法の概略

### 第1章 災害弔慰金の支給等に関する法律の概略

- (1) 災害弔慰金
- (2) 災害障害見舞金（昭和57年8月から）
- (3) 災害援護資金

### 第2章 改正経緯

## 第2部 改正災害弔慰金法の経緯について

### 第1章 阪神・淡路大震災の発生とその生活再建

- (1) 阪神・淡路大震災の発生
- (2) 被災者の生活再建

### 第2章 災害援護資金に関する債権管理の取り組み

- (1) 据置期間（平成7~11年度）の状況
  - コラム 神戸市民の良識を信じて（三木孝元神戸市保健福祉局長）
- (2) 償還期間（平成12~16年度）と平成18年4月の履行延期決定までの状況
  - コラム 進まない被災市民の生活再建と厳しい償還事務（三木孝元神戸市保健福祉局長）
- (3) 平成27年4月の無資力免除通知発出までの状況
  - コラム 震災後20年事業終息に向けて—無資力免除前夜—（三木孝元神戸市保健福祉局長）
- (4) 平成30年12月の無資力免除業務の本格的始動までの状況
  - コラム 保証債権放棄の選択（三木孝元神戸市保健福祉局長）
  - コラム 新しい法的枠組みを求めて（三木孝元神戸市保健福祉局長）

### 第3章 国会による立法的解決

- (1) 与党の動き
  - コラム 与党における政治決断（谷公一衆議院議員）
- (2) 国会審議、改正災害弔慰金法の成立

表2 第1章改正災害弔慰金法の経緯について

第2部においては、令和元年に成立した改正災害弔慰金法について、その改正に至る経緯を説明する。改正災害弔慰金法の一つの目次は、「阪神・淡路大震災において貸し出された災害援護資金に関する免除規定である。個人の債務を免除する旨の規定は、いわゆる整政府に該当し、わが国においてその条例は制定後わずかである。

今回、震災2例となる個人の債務免除規定を制定するに至った背景には、阪神・淡路大震災からの復興に伴う、災害援護資金への长期間の債権管理に対する各自治体の取り組みがあった。

こうした自治体の取り組みは、災害援護資金に関する債権管理の先例として、ひいては各自体の債権管理制度に関する示範と位置づけられるので、その取り組みを以下に記しておきたい。

#### 第1章 阪神・淡路大震災の発生とその生活再建

##### （1）阪神・淡路大震災の発生

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、震災初の大震波が都心直下地震であった。その震源地は淡路島北部であり、震源はマグニチュード3.3、最大震度7と、日本災害史においても未だ有る震度である。神戸市、芦屋市、淡路島北部を中心に甚大な被害をもたらした。

被災者は、死者6,034名、行方不明者3名、負傷者（軽傷）43,272名、住宅被害を全壊104,906棟、半壊144,274棟、一部破損390,506棟であった（消防庁調べ・平成18年5月1日現在）。

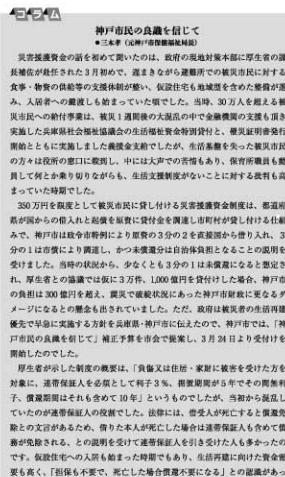
##### （2）被災者の生活再建

阪神・淡路大震災の被害は甚大であったため、被災者の生活再建も困難を極めた。避難生活が長期化し、急患収容住宅は4万5,000戸以上供給された。

1 平成23年3月発行の東日本大震災では約12万戸、平成26年4月発行の熊本地震では約2万戸が報告された。

19

表2 第2章 災害援護資金に関する債権管理制度の取り組み



## 第3部 令和元年改正後の災害弔慰金法の解説

### 第1章 総則

### 第2章 災害弔慰金の支給

- 論点 災害関連死について
- 論点 自治体が条例において定めることができる範囲について
- 論点 災害弔慰金に係る差押えについて

### 第3章 災害障害見舞金の支給

### 第4章 災害援護資金の貸付け

- 論点 本人や保証人が死亡した場合に、相続人に請求することはできるのか

### 第5章 雜則

### 附則

## 第4部 資料編

### 法令

- 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年9月18日法律第82号）
- 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年12月26日政令第374号）
- 災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等（平成25年10月1日内閣府告示第230号）
- 災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令（令和元年7月19日内閣府令第22号）
- 東日本大震災に対処するため特別の財政援助及び助成に関する法律（抄）（平成23年5月2日法律第40号）
- 東日本大震災に対処するため特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（抄）（平成23年5月2日政令第131号）

### 通知（抄）

- 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律等の施行について（昭和49年2月28日社施第34号・厚生省社会局長通知）
- 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律等の施行について（昭和50年1月29日社施第17号・厚生省社会局長通知）
- 災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号・内閣府政策統括官（防災担当）通知）
- 東日本大震災に対処するため特別の財政援助及び助成に関する法律等の施行に伴う災害援護資金貸付の特例措置について（施行通知）（平成23年5月2日社援発0502第1号・厚生労働省社会・援護局長通知）
- 東日本大震災に係る災害援護資金貸付の取扱いについて（平成23年5月25日社援発0525第1号・厚生労働省社会・援護局長通知）
- 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の公布について（令和元年6月7日府政防第124号・内閣府政策統括官（防災担当）通知）
- 改正災害弔慰金法の施行について（令和元年7月19日府政防第257号・内閣府政策統括官（防災担当）通知）
- 災害弔慰金の支給等に関する法律第16条に規定する調査権限について（令和元年7月19日府政防第255号・内閣府政策統括官（防災担当）通知）

## 詳細・お申し込みはコチラ → 第一法規

<クレジットカードでもお支払いいただけます>

検索 CLICK!



キリトリ線

### 申込書（第一法規刊）

## 災害援護資金の貸付制度とその立法的解決 —阪神・淡路大震災から24年目の復興支援—

●定価 3,080円（本体2,800円） [コード 072876]

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。  
また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。

\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金について次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。)  代金引換により支払います。  現品到着後請求書により支払います。

\*代金引換手数料について  
一回あたりのご購入金額  
(商品の税込価格+送料) の合計が

申込部数 部

### 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、  
このままFAXで下記宛お送りください。

### 宛先

〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17

第一法規株式会社

FAX.0120-302-640

書店印

ご住所

機関名

フリガナ  
ご氏名

部署名

TEL

E-mail

お客様の個人情報の  
取扱いについて

お客様より預かりした個人情報は、商品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会・修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(<https://www.daiichihioki.co.jp/support/contact/contact.php>)かフリーダイヤル 0120-203-696 FAX.0120-202-974